

# 肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



## 支援の対象となる肥料

令和4年11月1日から令和5年5月31日までに、春肥として注文・購入した肥料が対象※です。

※令和4年6月～10月の秋肥分申請漏れも申請可ですが、春肥と秋肥は分けて申請してください。

## 支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で、前年度から増加した肥料費についてその7割を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left\{ \text{当年の肥料費} - \left[ \frac{\text{当年の肥料費}}{\left[ \begin{array}{c} \text{統計データ} \\ \text{を基に決定} \end{array} \right]} \div \left[ \begin{array}{c} \text{使用量低減率} \\ \text{〔0.9〕} \end{array} \right]} \right\} \times 0.7$$

※価格上昇率・使用量低減率は国が定めます

## 支援の対象となる方

農産物を販売し※、化学肥料の使用量の2割低減に取り組む農業者

※自給飼料の生産を行う畜産農家の場合は畜産物の販売実績があること、販売を開始していない新規就農者の場合は認定新規就農者であることが要件となります

## 申請に必要な書類

- 『注文日※・品名・注文数・価格が記載された注文票』と『領収書または請求書』の両方 (※春肥分支援金は令和4年11月1日～令和5年5月31日の日付が対象)
  - ☞ 予約注文しても店舗から注文票が発行されない場合、店舗に依頼し、領収書または請求書に注文日を記載してもらってください(手書きによる追記も可)
  - ☞ 予約注文しない(当用買い)場合、『購入日・品名・購入数・価格が記載された領収書』のみを添付してください。
- 化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むことを明記した「化学肥料低減計画書」(次ページに様式と書き方見本、留意点を記載しています)
 

その他、「誓約・同意書」や支援金の受取口座の振替依頼書などが必要です。



# 農業者の皆様に記入いただくもの



様式第2号（様式第1-1号の添付書類）

## 化学肥料低減計画書

秋用肥料	春用肥料

### 作付概要

作物名	作付面積(ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

- ・計画書は秋肥分、春肥分それぞれで作成する必要があります。
- ・購入した肥料を施肥する作物名と作付面積を記載してください。
- ・原則として、作付面積の合計の半分以上を占める作物で化学肥料低減の取組を行う必要があります。
- ・作物は栽培面積が大きい順に記載してください。
- ・作物名は「ハクサイ」「水稻」など具体的に記載してください。「野菜」「園芸」などの記載は不可です。

1. 「前年度までの取組」は、
2. 「令和4年度又は令和5年度」のうち1つ以上は新たな

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用( )		

- ・令和4年度又は令和5年度に取り組めるものを2つ以上選んでください。
- ・新しい取組は○を、従来の取組を強化・拡大する場合は◎を記入してください。
- ・既に取り組んでいるものを継続しても可ですが、2つのうち1つ以上は新しい取組又は従来の取組の強化・拡大としてください。



私は、添付



この様式に加え、

- ・支援の要件などを確認する「誓約・同意書」
  - ・支援金を受け取る口座を指定する「口座振替依頼書」
- なども必要となります。

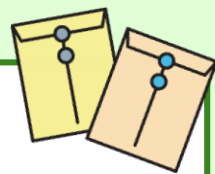
様式は茨城県や県農業再生協議会のホームページや申込窓口となるJA、肥料販売店等にあります。

に使用します。

ことが必要です。(等)

てください。

## 申請方法



原則として、肥料を購入した店舗での申し込みとなりますので、購入した店舗にお問い合わせください。

申請期限は県や市町村、農協、肥料販売店にお問い合わせください。

## 留意事項

- ・肥料以外の資材(育苗培土や土壌改良資材など)は対象となりません。
- ・支援対象となる肥料は、「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき登録・届出された肥料に限ります。詳しくは肥料販売店にご確認ください。
- ・「化学肥料低減計画書」で○や◎をつけた取組は、後日、取組状況を確認いたします。取り組んだ根拠となる書類は必ず5年間保管してください。
- ・購入後に値引等を受けた場合、値引後の価格で支援金を算出します。

## スケジュール

令和4年10月

農業者から販売店等への申請締切(秋肥分)【済】

令和4年12月下旬～

販売店から農業者へ支援金の振込(秋肥分)【済】

～令和5年6月中

農業者から販売店への申請締切(春肥分※)  
販売店から県協議会への申請締切(春肥分※)

令和5年8月～

販売店から農業者へ支援金の振込(春肥分※)

※秋肥分の申請漏れを含みます

令和6年度中

農業者の化学肥料低減の取組状況確認

詳細な期日は県及び県農業再生協議会ホームページで公表します

## Q&A

問 い



① 化学肥料が足りなくなるといことを聞いたのですが。

答 え



- ・ 肥料メーカーや輸入事業者の皆様のご努力により**当面必要な肥料原料は確保されています。**
- ・ 今後も、調達状況を注視して、肥料の安定供給に取り組んでまいります。

## 問 い



## 答 え



② 化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件か。

- ・ 化学肥料の2割低減に向けて、取組メニューのうち2つ以上行っていただければ支援対象となります。
- ・ 選択した取組は、適切に実施してください。

③ 既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。

- ・ 既に取り組んでいるものも「令和4年度または令和5年度の取組」でカウントできます。
- ・ その際は、1つ以上は新しい取組または従来の取組の強化・拡大をしてください。

④ 低減の取組には準備が必要。すぐには行えない。

- ・ 本事業の期間内である令和4年度～5年度の間に取り組んでください。

⑤ いつ頃までに申請すれば良いのか。  
また、いつ頃支援金を受け取れるのか。

- ・ 肥料店によって異なりますが、申請締切は令和5年6月中の予定です。支援金の受取目安は申請締切の約2カ月後ですが、審査の状況により前後します。
- ・ 秋肥分の申請漏れを申請する際は、秋肥分と春肥分それぞれで「化学肥料低減計画書」を作成してください。

⑥ 領収書の提出が間に合わない。どうすれば良いか。

- ・ 領収書が間に合わない場合は、請求書を提出いただければ、支援金をお支払いすることができます。
- ・ 肥料を購入した農協や販売店に御相談ください。

⑦ 支援金の申請後に、肥料の返品や注文の変更はできるのか。

- ・ 返品や注文変更が生じた場合、申請書類の再提出や審査のやり直しが必要となり、支援金のお渡し大幅に遅れます。申請後の返品等をご遠慮ください。



農林水産省ホームページにて、本事業の解説動画を掲載しております（QRコード参照）。是非ご覧ください！

肥料価格高騰対策事業



<申請先> 肥料を購入された店舗(JAや肥料販売店等)

<問合せ先> 茨城県農業再生協議会

茨城県農業技術課 電話 029-301-3894

茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 電話 029-232-2115

県北農林事務所 農業振興課 電話 0294-80-3303

県央農林事務所 農業振興課 電話 029-221-3034

鹿行農林事務所 農業振興課 電話 0291-33-4117

県南農林事務所 畜産振興課 電話 029-822-8521

県西農林事務所 農業振興課 電話 0296-24-9169